

## 海外の需給調整市場に関する制度の翻訳業務委託の実施について

2021年度から開設予定である需給調整市場の市場運営等に係る詳細検討を行うために、海外の需給調整市場に関する制度に係る文書等の日本語翻訳業務を委託することとし、別紙により、委託先選定の入札を実施する。

### 1. 調達方法

一般競争入札（最低価格落札方式）

### 2. 入札スケジュール

|                         |                |
|-------------------------|----------------|
| 平成30年12月 5日（水）          | 公告             |
| 平成30年12月12日（水） 11時00分開始 | 入札説明会          |
| 平成30年12月13日（木） 17時迄     | 入札に関する問い合わせ締切  |
| 平成30年12月14日（金） 迄        | 問い合わせに対する回答を公表 |
| 平成30年12月17日（月） 15時必着    | 入札締切           |
| 平成30年12月18日（火） 迄        | 落札者の決定・通知      |

### 3. 入札説明書（入札仕様書含む）

入札説明書は、別紙入札説明書一式のとおり。なお、公告時にウェブサイト上で開示する。

### 4. 落札者の決定

一般競争入札に基づく落札者の決定、及び、落札者との契約の締結については、別途、理事会に付議する。

以上

#### 【添付資料】

別紙：入札説明書一式

（内訳：入札説明書、入札仕様書、契約書案、再委託承認申請書）

電力広域的運営推進機関  
海外の需給調整市場に関する  
制度の翻訳業務委託  
入札説明書  
(案)

電力広域的運営推進機関

平成30年12月

## 1 件名

海外の需給調整市場に関する制度の翻訳業務委託

## 2 調達方式

一般競争入札方式(最低価格落札方式)で行う。

## 3 入札

### 3.1 入札資格

- (1) 平成 28・29・30 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、C 等級以上に格付けされており、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (2) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- (3) 入札説明会に参加した者であること。
- (4) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (5) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）。
- (7) 自己、自社若しくはその役員等（注 1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注 2）でない者であること。  
（注 1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。  
（注 2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者等、その他これに準じる者。
- (8) 破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。
- (9) 過去に官公庁等が委託した翻訳業務のうち、特に海外の電力自由化若しくは送配電業務等に関連した翻訳業務を受注し、成果物を完成・納品した実績が 5 件以上あること。  
（件名、発注日、納品日、発注元等の一覧を添付すること）

### 3.2 入札説明会の実施

以下日時で入札説明会を実施する。入札を希望する者は参加すること。

- (1) 日時： 平成 30 年●月●日 (●) ●時●分～
- (2) 場所： 電力広域的運営推進機関 (東京都江東区豊洲 6-2-15)
- (3) 参加資格： 3.1 入札資格を満たす者
- (4) その他：
  - 入札を希望する事業者は必ず参加すること (不参加の場合は入札できないものとする)。
  - 参加人数は各社 2 名までとする。
  - 受付にて名刺を 1 枚提出すること。

### 3.3 入札方法

平成●年●月●日 (●) ●時必着で以下書類を郵送または持参すること。なお、入札に当たっては、本説明書及び入札仕様書の内容を承知のうえ入札すること。

- (1) 提出書類
  - 全省庁統一資格 資格審査結果通知書 (写)
  - 入札書 (別途封入すること)
  - 適合証明書
- (2) 提出先  
〒135 - 0061  
東京都江東区豊洲 6-2-15  
電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ

### 3.4 入札保証金及び契約保証金

免除

### 3.5 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする最低価格落札方式とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

### 3.6 落札結果の通知

平成 30 年●月●日（●）までに、入札者に対して落札結果を通知する。

### 3.7 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のいずれかを欠く者のした入札、入札までに不渡手形または不渡小切手を出す等、履行能力を認められない者が行った入札、提出資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 4 業務委託期間

契約開始の日から平成 31 年 3 月 29 日(金)までを前提とする。

## 5 納入物

以下の納入物を(PDF 及び Microsoft Office2013 形式)をメールにて送付する。

- (1) 業務実施報告書
- (2) 翻訳物本体

## 6 完了期限(納入物の提出期限)

平成 31 年 3 月 29 日(金)

## 7 検収条件

業務実施報告書の検査合格(報告書の内容が本契約の内容に適合していると判断された場合)をもって、検収とする。

## 8 支払条件

検査後払い（検収後、翌月末払い）とする。

## 9 見積条件

- (1) 入札金額には本契約の履行に関して必要な一切の費用を含めること。
- (2) 入札書には入札金額の総額（税込み）および内訳を必ず記載すること。内訳には、工数・経費を分けて提示すること。
- (3) 入札書には記名押印のうえ提出すること。

※尚、必要に応じて入札金額の算定根拠の明示をお願いする場合がある。

## 10 特記事項

- (1) 本説明書及び入札仕様書に記載されている事項について不明な点は、平成●年●月●日（●）17時までに下記問い合わせ先へ電子メールで問い合わせることとする。問い合わせへの回答は、平成●年●月●日（●）までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。

問い合わせ先：[keiyaku@occto.or.jp](mailto:keiyaku@occto.or.jp)

- (2) 本説明書に記載のない事項及び疑義については、協議のうえ決定することとする。
- (3) 本入札結果については、落札者との契約締結後、原則として、契約相手方、契約締結日及び契約金額等の契約の概要を公表することとする。

以 上

電力広域的運営推進機関

海外の需給調整市場に関する制度の翻訳業務委託

仕様書

(案)

電力広域的運営推進機関

平成30年12月

電力広域的運営推進機関

1. 件名  
海外の需給調整市場に関する制度の翻訳業務委託
2. 目的  
電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」）が、2021 年度から開設予定である需給調整市場の市場運営等に係る詳細検討を行うために、海外の市場運営等に関する事例についての的確に把握することを目的として、各国の需給調整市場に係る文書等の日本語翻訳を委託するものである。
3. 調達方式  
一般競争入札（最低価格落札方式）で行う。
4. 翻訳納入場所及び納入期限  
納入場所  
〒135 - 0061  
東京都江東区豊洲 6-2-15  
電力広域的運営推進機関 事務所  
  
納入予定期限 平成 31 年 3 月 29 日（金）
5. 仕様
  - (1) 原稿  
単語数 80 万語（英・独・仏）程度。広域機関から別途送付する。
  - (2) 翻訳対象  
全文翻訳とする。
  - (3) 翻訳レベル  
日本人の電力関係者が内容を的確に理解できる翻訳レベル。なお、翻訳機械等による翻訳は認めない。
  - (4) 形式  
Microsoft Office Word 2013 形式。レイアウト編集(原稿に合わせたレイアウトで翻訳)。
  - (5) 校閲・校正  
翻訳後、翻訳者とは別の者による確認を行う。
  - (6) 進捗管理  
契約締結日の 1 か月程度経過後に、その時点までに作成されている成果物を広域機関担当者へ提出し、確認を受けることとする。その際、テクニカルタームの翻訳状況について、広域機関の確認を受けることとし、確認の結果、修正の必要がある場合は、対応すること。  
また、納入物のうち、納入予定期限前に先行して完成するものについては都度納入し、検収を受けることとする。
6. 検収条件  
広域機関担当者によって、納入物の内容が本契約の内容に適合していると判断されたことをもって、検収とする。

7. 支払条件  
検査後払い（検収後、翌月末払い）とする。
8. 見積条件  
見積金額には本契約の履行に関して必要な一切の費用を含めること。
9. 特記事項  
本仕様書に記載のない事項及び疑義については、広域機関と協議のうえ決定することとする。

以上

## 業務委託契約書 (案)

電力広域的運営推進機関（以下、「甲」という）と●●（以下、「乙」という）は、以下の通り本契約を締結する。

### 第1条（目的）

本契約は、乙が甲より受託する平成30年12月に発行された「電力広域的運営推進機関 海外の需給調整市場に関する制度の翻訳業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）に基づく翻訳業務（以下、「本件委託業務」という）に関する事項を定めることを目的とする。

### 第2条（本契約の変更）

1. 本契約成立後における本契約の内容の変更は、甲乙間の書面による合意をもってのみこれを行うことが出来るものとする。
2. 甲が、本件委託業務を中止しようとする時は、その旨を書面にて乙に通知しなければならない。この場合、乙の責に帰すべき事由がない限り、甲は乙が負担した費用を負担するものとする。

### 第3条（再委託）

1. 乙は、甲の別紙「再委託承認申請書」による承認を得なければ、本件委託業務の全部又は一部を、第三者に委託してはならない。
2. 乙は、前項の規定により甲の承認を得て第三者に本件業務委託を再委託する場合であっても、本契約に規定する乙の義務を免れず、かつ当該第三者に対しても本契約上の乙の義務と同等の義務を遵守させる義務を負う。

### 第4条（資料および情報の開示）

1. 甲は乙に対し、本件委託業務の遂行のために必要な資料および情報（以下、「情報等」という）を無償で開示する。
2. 乙は、前項にもとづき甲より開示を受けた情報等を、善良な管理者の注意を払い、維持および管理しなければならない。

### 第5条（成果物の納入と検査）

1. 乙は、平成31年3月29日までに本件委託業務を完成し、仕様書に定める成果物及び完了報告書を甲に提出しなければならない。
2. 甲は、乙から成果物の納入を受けた場合、納入後20日以内にその内容につき検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。乙は、検査合格の通知を受領した場合、速やかに完了

報告書を甲に提出するものとし、これをもって検収完了とする。乙からの納入後20日以内に、甲から乙に結果の通知がない場合、検査は合格したものとみなし、乙は完了報告書を甲に提出する。

3. 前項の検査において、合理的に認められる誤りが発見された場合、甲は乙に対して乙の負担による修正を要請することができるものとし、この場合、乙はこれを実施するものとする。甲が修正後の成果物の納入を受けた場合、前項を準用する。
4. 成果物の納入後1ヶ月以内に限り、甲において本件委託業務の対象となった成果物に変更もしくは追加の必要が生じた場合、甲は乙に対し、500単語の範囲内で該当部分の本件委託業務の再実施を要請できるものとし、乙はこれを無償で実施するものとする。
5. 乙は、自己の責めに帰すべき事由により、第1項に定められた期間内に成果物及び完了報告書を甲に提出することができない場合は、予定損害賠償金として遅延日数1日につき、第7条第1項に定める額の10分の1に相当する金額を支払うものとする。但し、当該予定賠償金は、同項に定める額を上限とする。

#### 第6条（権利）

本件委託業務の成果物に関する一切の権利は甲に帰属し、乙は当該成果物について著作者人格権を行使しないものとする。

#### 第7条（対価の支払）

1. 仕様書に基づく本件委託業務の対価は●円（消費税相当額込）とする。
2. 甲は、乙の請求に基づいて、乙の指定する口座に振込送金する方法により、前項に定める対価を支払うものとし、その支払時期は、乙が完了報告書を提出した月の翌月の末日とする。なお、前項に定める対価は、本件委託業務の内容の変更等の相当の事情が生じた場合には、甲乙協議して変更することができるものとする。

#### 第8条（秘密保持）

乙は、本契約の内容、本件委託業務の遂行上知り得た甲の技術上並びに営業上の一切の情報及びその成果について、秘密を保持し、甲の書面による事前の承諾なく第三者に開示してはならず、手段・方法の如何を問わずこれを本件委託業務遂行の目的（乙の登録翻訳者、登録通訳者及び校正者等への業務委託を含む）以外に使用してはならない。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りではない。

- ① 甲より乙に対し開示された時点において公知であった情報
- ② 甲より開示される以前に乙が保有していた情報
- ③ 乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
- ④ 乙が第三者から正当に取得した情報
- ⑤ 甲からの開示によることなく、乙が独自に開発した情報

⑥ 甲の書面による許可を得た情報

第9条（解約解除）

甲または乙は、相手方が下記の各号に該当する場合、本契約を解約ないし解除出来る事とする。

- ① 本契約に違反したために催告を受けたにもかかわらず、7日以内にこの違反が是正されない場合
  - ② 資本系列の異なる会社との合併、事業譲渡、重要な資産の譲渡、資本減少、営業規模の縮小その他営業活動に重要な影響があるおそれのある場合
  - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けるなど、財産状態が悪化したと認められる場合
  - ④ 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - ⑤ 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行を受けた場合
  - ⑥ 破産、民事再生または会社更生その他法的倒産手続の開始の申立てをなし、またはこれらの申立てがなされた場合
  - ⑦ 財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる客観的な事情が発生した場合
2. 前項による解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げるものではない。但し、第7条第1項に定める額を上限とする。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、現在および将来にわたり、本項第1号ないし第6号のいずれにも該当しないこと、及び自らまたは第三者を利用して本項第7号ないし第12号のすべての行為を行わないことを表明及び保証する。また、本契約締結後に、どちらか一方（以下「当事者」という）に当該表明及び保証に反する事実またはそのおそれがあると相手方が合理的に判断した場合は、相手方は当事者に対して書面による報告の提出を要求することができるものとし、当事者は正当な理由なく当該要求を拒否できないものとする。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団に関係する個人または法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。）、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ（社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民または企業に対して不当要求を行った個人または法人その他の団体）、社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人または法人その他の団体、特殊知能暴力集団等、または、その他これらの者と社会的に非難される関係を有していると認められる者（以下これらを「反社会的勢力」という）に該当すること
- ② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって

- するなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑥ 役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ⑦ 暴力的な要求行為
  - ⑧ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ⑨ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ⑩ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
  - ⑪ 反社会的勢力に他人の名義を利用させた上で、本契約を締結する行為
  - ⑫ その他前各号に準じる行為
2. 前項の表明及び保証の内容に反する事実またはそのおそれがあると相手方が合理的に判断したときは、相手方は催告を要しないで、当事者との間で締結した契約の全部または一部を解除することができる。
3. 前項の規定による相手方の解除権の行使は、相手方による損害賠償の請求を妨げない。また、当事者が前項の解除によって不利益を被った場合について、相手方は一切の責任を負わないものとする。

#### 第11条（不可抗力免責）

甲または乙は、天災地変その他不可抗力により本契約上の義務および債務の履行が困難になったときは、甲乙間で協議の上、その取り扱いを決定する。

#### 第12条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第13条（協議解決）

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に則り甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

平成30年12月 日

甲：東京都江東区豊洲六丁目2番15号  
電力広域的運営推進機関

乙：

別紙

## 再委託承認申請書

年 月 日

電力広域的運営推進機関  
情報管理責任者

殿

(受託者) 住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

印

年 月 日付で締結した契約「 」に関して、受託した業務の一部を下記のとおり再委託したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機関に対する一切の行為について最終責任は当社が負うことといたします。また、貴機関による再委託先に対する直接の実地監査の実施要請があった場合には、業務委託契約書の（再委託）及び（報告、監査・監督）の条項に基づき再委託先もその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。なお、申請内容に異動・変更が生じた場合は、速やかに再申請いたします。

|   |
|---|
| 再委託先（次委託先）<br>住所：<br>会社名：<br>代表者名：  |
| 再委託する業務内容・範囲（別紙によることも可）   |
| 再委託する理由・必要性（別紙によることも可）  |
| 再委託期間<br>年 月 日 から 年 月 日 まで  |
| 再委託に関する契約書の有無（有の場合写しを添付、無の場合その理由）<br><input type="checkbox"/> 有（ ）<br><input type="checkbox"/> 無（ ） |